

給水装置工事について

給水装置工事について

- 1 給水装置工事申込について
- 2 給水装置工事について
- 3 給水装置工事の検査申込について
- 4 注意事項について
- 5 ご案内

1 給水装置工事申込について

① 工事の申込について

給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない（富士宮市水道事業給水条例第4条）

給水装置工事を行う際には、あらかじめ承認を得てから工事を行ってください。

1 給水装置工事申込について

② 申込書類について

給水装置工事申込書に必要事項を記載の上、下記添付書類を添え提出してください。

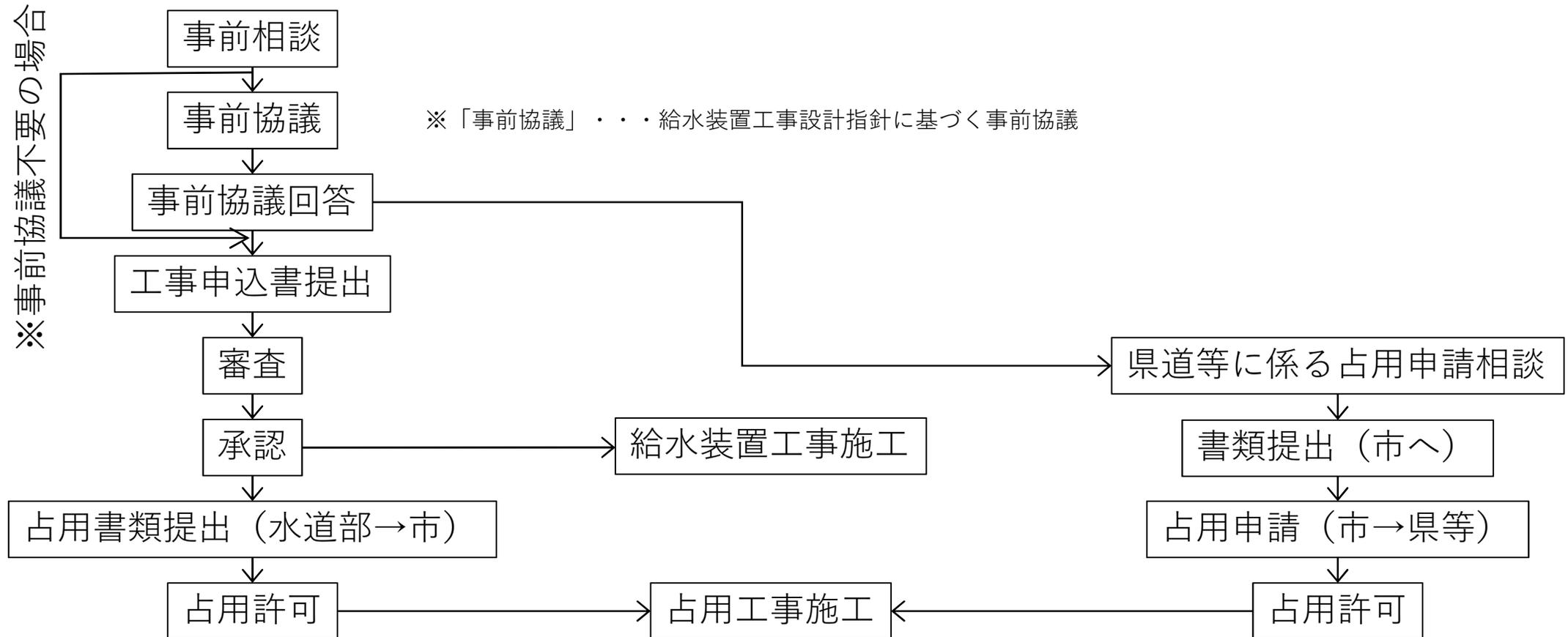
(添付書類)

設計略図（3部）、位置図（3部）、登記事項証明書、
公図写し、建築確認済証、事前協議回答書の写し、
その他必要な書類

※位置図の内1部は、申込書裏面の位置図欄に貼付してください。

1 給水装置工事申込について

③ 申請の流れ



2 給水装置工事について

① 分岐工事について

- ・分岐工事を行う施工する日が決まったら、水道工務課にある「給水工事施工連絡票」に記入してください。断水が必要になる場合には、給水係職員に声をかけてください。
- ・取出し直し等、既設管を分岐箇所にて止水する場合。本管がVP等で、チーズにて分岐されている場合は、チーズを切り落とすようにしてください。
- ・分岐を行う際、既存の資料と照らし合わせ、**上水道管であることを確認**した上で分岐してください。管種、口径が資料と違う場合には**必ず水道工務課に確認してください。**

2 給水装置工事について

① 分岐工事について

- ・分岐工事を行った際は、**残留塩素**を確認し、上水道管であることを確認してから配管してください。
- ・サドル分水栓にて分岐を行った際、**穿孔した切片**を写真で撮影し、完了時に提出してください。
- ・既設本管の位置や埋設深さがわかる様な写真を撮影し、完了時に提出してください。

2 給水装置工事について

② 配管工事について

- ・ 道路部分に配管する場合には、管頂上0.3 mの位置にアルミ付きの標識埋設シートを布設すること。
- ・ メーターは、検針員が検針しやすい場所に設置してください。
- ・ 第一止水栓は、口径 $\phi 25$ 以下が乙止水栓、 $\phi 40$ が埋設用青銅製仕切弁、 $\phi 50$ 以上はソフトシール仕切弁としてください。

2 給水装置工事について

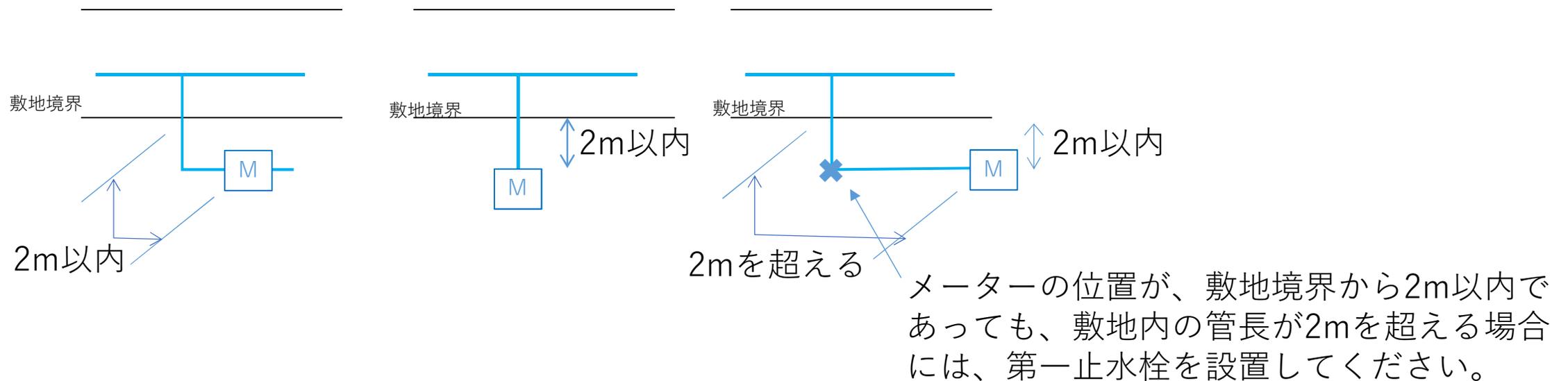
② 配管工事について

- ・ 給水管の取り出し工事を行う場合、将来の維持管理が出来なくなる擁壁の下越し等は避け、乗入れ口等、道路と敷地との段差が小さい場所からの取出しを行ってください。
- ・ 既存の給水管の口径が、既存の資料と異なる場合には、**必ず水道工務課に確認してください。**
- ・ 既存の第一止水栓やメーター回りの器具が、現在の指針と合わない場合には、現在の指針の内容に沿った形に改修してください。

2 給水装置工事について

② 配管工事について

- ・メーターは、敷地境界から、管長2m以内の場所に設置してください。メーターを2m以内に設置できない場合には、第一止水栓を2m以内に設置してください。



2 給水装置工事について

③ 道路の復旧について

- ・ 配管の深さ、砂巻き立て、埋戻し等各工程の様子が分かる様に写真を撮影し、完了時に提出してください。
- ・ 路床部の埋戻しは、一層を20cm以内で施工してください。
- ・ 仮復旧の期間は、1か月以上としてください。仮舗装期間中に舗装の破損、陥没等生じた場合には、速やかに修繕等の対応を行ってください。
- ・ 本復旧で上層路盤を施工する際、仮復旧で施工した下層路盤材を上層路盤分すき取ったところの写真を撮影し、完了時に提出してください。

3 給水装置工事の検査申込について

① 検査申込について

- 給水装置工事が完了したら、速やかに給水装置工事申込書に、検査申込書を添付して提出してください。
- 検査申込の際は、給水装置工事申込書の「工事内訳 清算」欄、静水圧欄を記入し、見開き左側ページに竣工図を貼り付けて提出してください。
- 事前協議を行った案件については、立ち合いにて検査を行うため、検査申込書提出時に、担当と検査日程を調整してください。

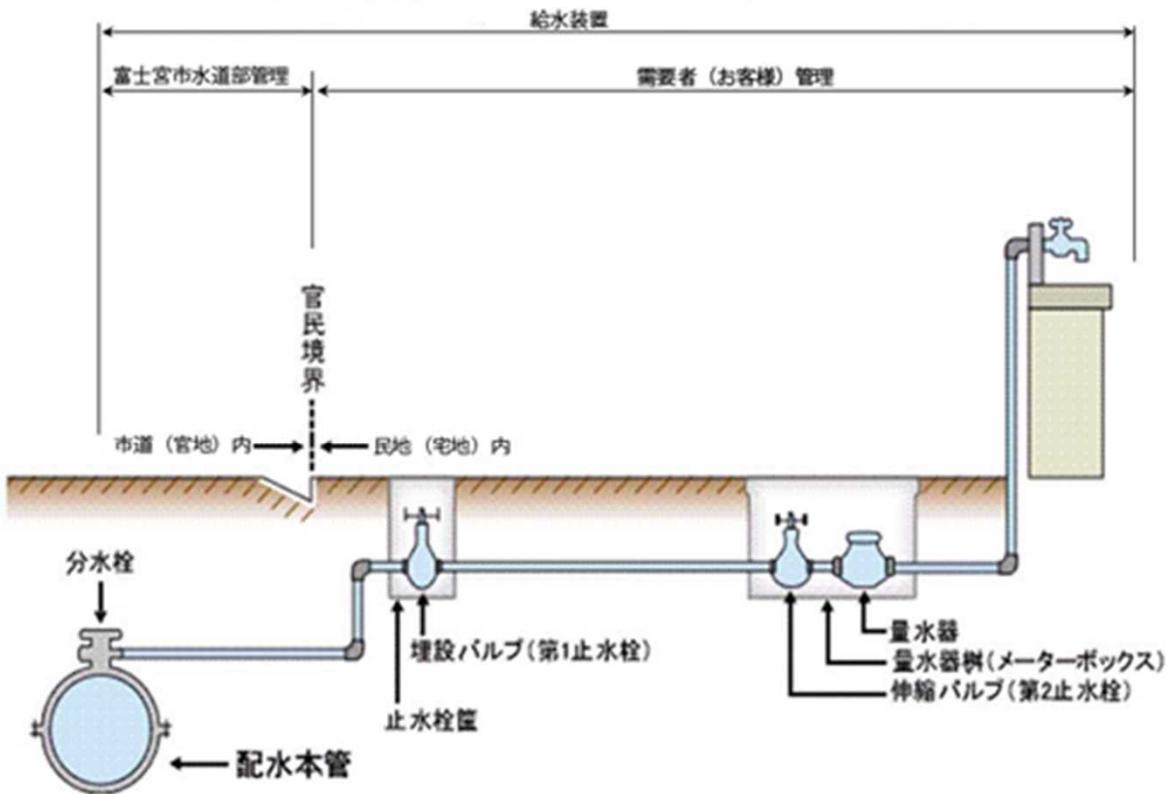
3 給水装置工事の検査申込について

② 検査申込添付書類

- ・ 静水圧を計測している写真
- ・ 残留塩素を確認している写真
- ・ 分岐や閉栓工事を行った場合は、作業の工程が分かる写真
- ・ 占用工事を行った場合は、占用工事に関する写真。（特に舗装復旧を行った場合は、埋戻しや舗装の各層毎の施工状況がわかる写真）
- ・ 県道等の占用工事を行った場合は、占用工事に関する写真を別に提出してください。

4 注意事項について

① 富士宮市の維持管理区分



富士宮市では、漏水等が発生した維持管理区分を官民境界で分けています。

4 注意事項について

② 給水装置工事について

- ・承認後、メーターの位置や配管経路を変更する場合には、変更届を提出してください。
- ・やむを得ない事情により、給水装置工事の承認前に工事に着手しなければならない場合には、事前に相談の上、遅延理由書を提出してください。

4 注意事項について

② 給水装置工事について

- ・ 工事完了後、検査申込書提出までに時間がかかっている物件があります。工事完了後すみやかに提出してください。
- ・ 検査後、竣工図等の修正を指摘された後、修正がなされないままになっている物件があります。指摘後、速やかに修正を行ってください。

4 注意事項について

② 給水装置工事について

- ・ 受水槽の2次側や畑かん用水とのクロスコネクションを行った事例が確認されました。クロスコネクションは、上水道の水質を汚染させる恐れがある危険な行為です。例えお客様からの要請であっても、絶対に行わないでください。
- ・ 「富士宮市水道事業指定給水装置工事事業者の指定の取消し等に関する基準」が策定されています。違反行為は行わないようにしてください。

5 ご案内

給水装置工事主任技術者向けに公益財団法人 給水工事技術振興財団が研修（eラーニング研修等）を実施しています。

詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.kyuukou.or.jp/kensyu/kensyu-syousai.html>